

松江市告示第 530 号

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 10 条第 1 項及び第 26 条第 1 項の規定により、宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域を次のとおり指定する。

令和 6 年 12 月 18 日

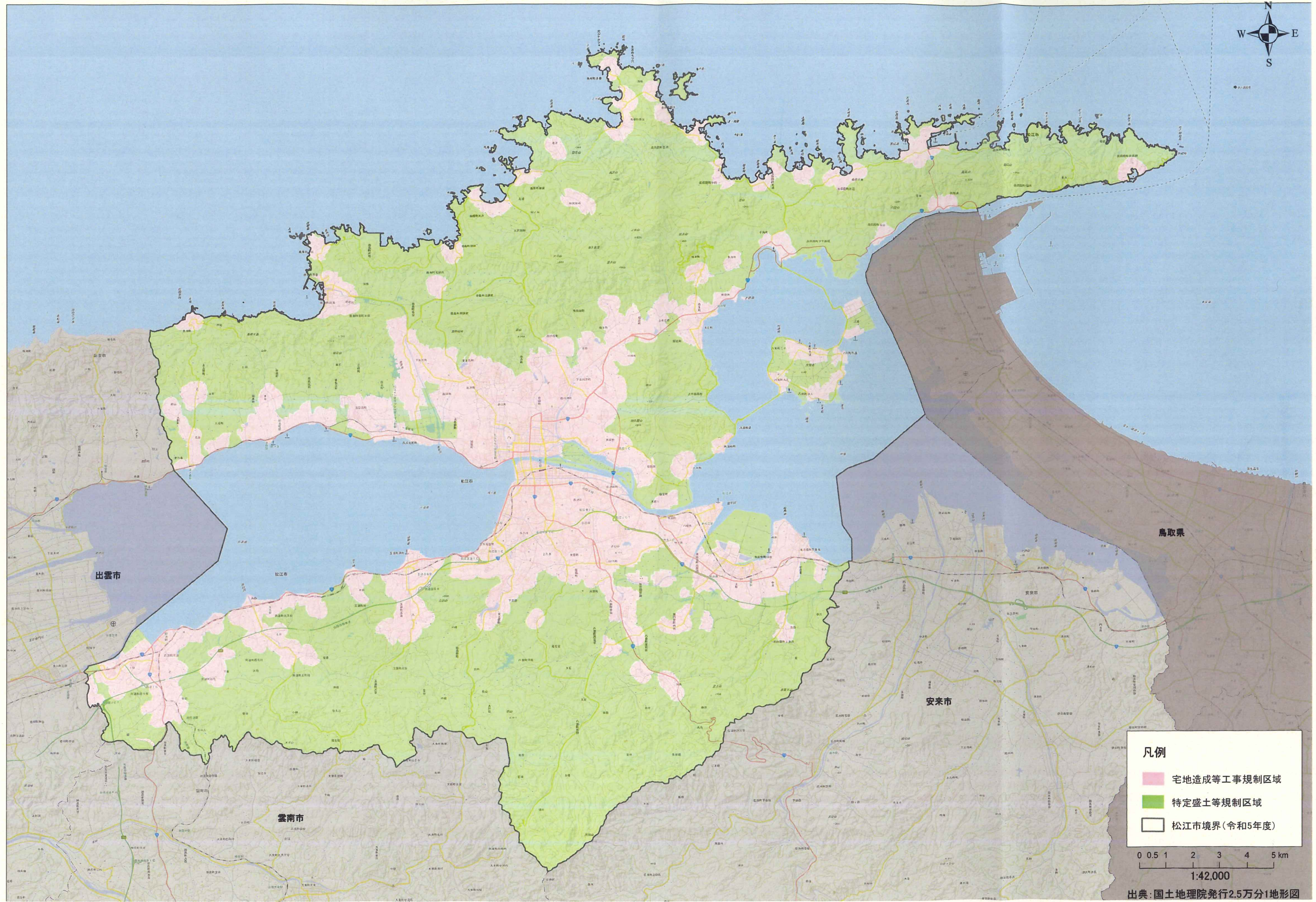
松江市長 上 定 昭 仁



1 区域の表示
別図のとおり

2 指定年月日
令和 7 年 7 月 1 日

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域 松江市全体図



- 凡例
- 宅地造成等工事規制区域
 - 特定盛土等規制区域
 - 松江市境界(令和5年度)

0 0.5 1 2 3 4 5 km
1:42,000

出典: 国土地理院発行2.5万分1地形図